



なぜ、ジェイアールバス関東・土浦支店だけ？ ここがおかしい！？「雇い止め」

ジェイアールバス関東・土浦支店では8月以降、65歳以上の臨時雇用員として働いている7名に対し、9月末での契約期間満了に合わせて「雇い止め」の通告をおこなっています。



現場との意見交換で明らかになったこと

当初は「雇い止め」の理由として…

「コロナ禍で業務が減少した」

その後…

「自治体からの委託事業の契約が取れなかったことによる業務量の縮小」

なぜ理由が変わるのか？

この他にも・・・

- ①雇い止め通告は、**土浦支店のみ**でおこなわれていること
 - ②雇い止めを受けた7名全員が**JTSU-B 組合員**であること
 - ③十分な説明がないまま**2020年4月**から臨時雇用員の雇用契約が**1年間から6ヶ月に変更**されていた
 - ④自治体からの委託事業を運行するために必要な一日当たりの要員（平均2.5～3名）を上回る人数であること
- ※1名は運行業務（運転手）以外の点呼担当者まで含まれている

ここが問題の核心だ！

この間ジェイアールバス関東会社では、要員不足を背景に「65歳を超えても臨時雇用員として働いてほしい」として希望者には**1年契約を結んできた経緯（→慣例）**があるため、多くの仲間が「70歳まで働ける」と認識していました。よって、働く意思のある方のために業務を確保することは会社の責任においておこなうべきです。

しかし、その努力も十分におこなわず、**コロナ禍での業務量減少を「自治体からの委託事業の契約が取れなかった」と理由をすり替えて、契約期間満了をもって雇い止め通告をおこなうことは、会社のマネジメントに問題があったことを証明しており、「雇用の調整弁」として取り扱いを受けることは断じて許されるものではありません！**

JTSUはバスの仲間と共に、この「雇い止め」の矛盾点を明らかにしていきます！